

参議院選挙における合区の解消を求める意見書

日本国憲法が昭和21年11月3日に公布されて以来、今日に至るまで70年間、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を届ける役割を果たしてきた。

こうした中、昨年7月10日に憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、意思形成を図る上での都道府県が果たしてきた役割を考えたときに、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題である。

また、投票率の低下や、選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、合区を起因とした弊害が顕在化しており、合区解消を求める声が大きなものとなっている。

もとより、「一票の較差」の是正は重要な問題ではあるが、人口のみにより単純に区割りを決定すれば、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と機能を有している各県で集約された民意が参議院を通じて国政に届けられなくなり、「地方創生」の流れにも反することになる。

よって、国会及び政府におかれては、今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則第7条に選挙制度の抜本的な見直しが規定されていることもあり、合区を早急に解消し、都道府県の代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月21日

富山県入善町議会